

「東北地方及び近県の令和4年1月～6月末における死亡災害事例について」
 (要因及び対策に関する一考察)

労働安全衛生コンサルタント 湯田 亨

1. 青森県 9件

番号	発生年月	業種	事故の型	起因物	災害発生概要
1	1月 15時台	製造業 (その他 食品製造業)	墜落・転落	作業床、歩 み板	貯水庫内の作業床上から貯水量の確認作業を行っていたところ、当該作業床から2m下の氷上に墜落した。
2	1月 10時台	小売業 (その他 小売業)	交通事故 (道路)	乗用車、バ ス、バイク	店舗間の商品配送のため自動車で行行中、対向車と衝突した。
3	2月 18時台	土木工事 業	交通事故 (道路)	乗用車、バ ス、バイク	現場作業終了後、社有車に4名が同乗して帰宅中、道路上の積雪にハンドルを取られスリップし、道路脇の防雪柵に衝突した。その際、後部座席に乗車していた労働者が車外に投げ出された。
4	2月 14時台	土木工事 業	激突され	整地・運 搬・積込み 用機械	除雪作業中、前進してきたトラクター・ショベルに轢かれた。
5	3月 3時台	小売業 (新聞販 売業)	交通事故 (道路)	人力運搬機	自転車で行新聞配達中、自転車ごと道路脇の用水路に転落した。
6	3月 5時台	小売業 (新聞販 売業)	交通事故 (道路)	乗用車、バ ス、バイク	自転車で行新聞配達中、自動車に追突された。
7	5月 15時台	建設業 (鉄骨・ 鉄筋コン クリート 造建築工 事業)	墜落、転落	高所作業車	屋根上の錆を研磨するため、高所作業車を使用して屋根に上がろうとしていたところ、地上から約2mの高さにあるバケットに乗り込むために車両に備え付けられている階段を使用して移動していた際に墜落した。
8	5月 14時台	製造業 (その他 金属製品 造業)	飛来、落下	クレーン	工場内において、仮止め溶接した鉄柱を本溶接するため、天井クレーンを用いて当該鉄柱を吊り下げて横行していたところ、仮止め溶接した鉄柱が高さ約2.5mの位置から落下し、吊り荷を抑えていた被災者が下敷きとなった。
9	6月 8時台	鉱業(砂 利採取 業)	墜落・転落	掘削用機械	砂利採取場予定地において、雨水によりできた水溜りの排水を行うためドラグ・ショベルで行行中、当該水溜りにドラグ・ショベルごと転落した。

2. 秋田県 3件

番号	発生年月	業種	事故の型	起因物	災害発生概要
1	1月	木材伐出 業(50歳 代、経験 1年未満)	激突され	立木等	杉の間伐作業において、被災者は伐倒前作業として「杉立木周辺の除雪作業」を行っていた。被災者が作業していた箇所から沢を挟んだ反対側の斜面で同僚労働者が杉立木(直径55cm、長さ34.5m)をチェーンソーで伐倒したところ、伐倒方向がずれ、被災者に直撃した。
2	5月	電気通信 工事業 (50歳 代、経験 10～20 年)	挟まれ、巻 き込まれ	高所作業車	電気通信工事において、約3度の勾配の公道上に停止した高所作業車の後方で、被災者がアウトリガーを格納しようとしたところ、高所作業車が逸走(後退)し、高所作業車後部と民家のブロック塀との間に挟まれた。
3	6月	木材伐出 業(70歳 代、経験 10～20 年)	飛来、落下	伐木等機械	杉の皆伐作業において、被災者が杉立木を伐倒しようとしたが、倒れなかったため、同僚が木材グラブ機を運転操作し、既に伐倒した杉丸太を掴み持ち上げ、その先端寄りの側面で杉立木を押し倒そうとしたところ、掴んでいた杉丸太が落下し、真下にて伐倒方向の合図を行っていた被災者に当たった。

3. 岩手県 13件

番号	発生年月	業種	事故の型	起因物	災害発生概要
1	1月	建設業 (砂防工 事業、60 歳代、経 験40～50 年)	はさまれ、 巻き込まれ	掘削用機械	砂防ダム工事現場内の林道上で停車していたドラグ・ショベルと4トンドンプの間で、ダンプの運転手と打ち合わせをしていた被災者が、旋回してきたドラグ・ショベルのカウンターウエイトとダンプの車体に挟まれて死亡したものの。
2	2月	農林業 (木材伐 出業、30 歳代、経 験10～20 年)	崩壊・倒壊	立木等	スギの間伐現場において、チェーンソーを用いて伐木作業を行っていた被災者が、伐木に挟まれた状態で倒れているところを、同僚が発見し、搬送先の病院で死亡が確認された。
3	2月	商業(そ の他小売 業、60歳 代、経 験40～50 年)	交通事故 (道路)	乗用車、バ ス、バイク	被災者が運転する車がトンネル内で対向車線にはみ出し、対向車線を走行してきた乗用車と正面衝突し、被災者が死亡したものの。
4	3月	商業(燃 料小売 業、50歳 代、経 験1～10 年)	おぼれ	水	給油トラックで船の給油に出かけた被災者が帰社せず連絡も取れないため、同僚が給油場所へ確認に行ったところ、海に浮かんでいた被災者を見、その後、死亡が確認されたものの。
5	3月	建設業 (電気通 信工事 業、20歳 代、経 験1～10年)	崩壊・倒壊	地山・岩石	建設工事現場において、地中電線を埋設するため被災者が溝の中で作業していたところ、掘削溝の法面が崩壊し、被災者が土砂に埋まり、その後死亡が確認されたものの。
6	3月	その他事 業(その 他、50歳 代、経 験30～40 年)	高温・低温 環境	高温・低温 物との接触	被災者を含む3名が乗船した漁船が沖合で転覆し、被災者は海上で発見されたが、その後、残りの2名を含め死亡が確認されたものの。
7	3月	教育研究 業(その 他の教育 研究業、 50歳代、 経 験1～10 年)	高温・低温 環境	高温・低温 物との接触	被災者を含む3名が乗船し出港した漁港の沖合で転覆し、被災者は海上で発見されたが、その後、残りの2名を含め死亡が確認されたものの。
8	3月	製造業 (プラス チック製 品製造 業、60歳 代、経 験1 年未満)	飛来、落下	その他の一 般動力機械	FRPタンクの製造工程において、FRP繊維をドラムに巻付け後、ドラムを回転させながら乾燥させていたところ、回転軸のシャフトが折れ、タンクの下にいた被災者に落下し、死亡したものの。
9	4月	その他の 事業(そ の他、60 歳代、経 験20～30 年)	交通事故 (その他)	その他の乗 り物	単独で監視船に乗船して監視業務を行っていた被災者と連絡がつかなくなり、捜索したところ、転覆して会場に浮いていた監視船と海底で溺死している被災者が発見されたものの。

10	4月	建設業 (その他の土木工 事業、70 歳代、経 験10~20 年)	飛来、落下	整地・運 搬・積込み 用機械	被災者が資材置き場でドラグ・ショベルを用いて吊り上げていた 金属製の円柱型の管が運転席付近に落下し、被災者が運転席と管と の間に挟まれ支部したもの。
11	4月	建設業 (砂防工 事業、70 歳代、経 験1年未 満)	飛来、落下	立木等	砂防堰堤新設に伴う林道架替工事において、立木を伐倒中、受口 を作り、追い口を入れている途中、追い口部分から縦に裂け、被災 者が落下した幹に激突されたもの。
12	5月	農林業 (木材伐 出業、60 歳代、経 験10~20 年)	激突され	立木等	アカマツの間伐現場において、チェーンソーを用いて伐木作業を 行っていた被災者が、伐倒木の横で倒れているところを、同僚が発 見し、搬送先の病院で死亡が確認されたもの。
13	6月	建設業 (その他 建築工事 業、70歳 代、経 験40~50 年)	墜落・転落	足場	被災者が住宅の屋根の塗装作業を足場上で行っていたところ、足 場の外側の地面に墜落し、その後死亡したもの。

4. 山形県 3件

番号	発生年月	業種	事故の型	起因物	災害発生概要
1	1月	建設業	崩壊・倒壊	その他の環 境	河川道路護岸工事現場において、道路山側の上方約30m付近の斜 面から幅5m・長さ10m・深さ1mにわたり全層雪崩が発生し、道路 河川側で作業中の2人の作業員のうち1人が巻き込まれ、約8m下方に 流された。約30分後に堆積した雪の中から救出されたが、搬送先の 病院で死亡が確認されたもの。
2	4月	運輸交通 業	墜落・転落	その他の環 境	スキー場のゲレンデ内において、単独でクレバスと呼ばれる雪渓 に形成された深い割れ目付近で、スキー客がクレバスに近づかない よう周囲を竹棒で囲いロープを張る作業中、幅約50cm、長さ約50m、 深さ約10mのクレバスの転落した。その後救出されたが、搬送先で死 亡が確認されたもの。
3	6月	建設業	激突され	高所作業車	地すべり排水トンネル工事の坑内において、路盤平均勾配が2° ~ 3° の場所に高所作業車を停車して運転手が運転席を離れた際、車両 が後方に逸走し、車両後方で路盤清掃作業をしていた被災者が車両 に激突され死亡したもの。

5. 宮城県 8件

番号	発生年月	業種	事故の型	起因物	災害発生概要
1	1月	その他の事業	転倒	その他の構築物等	業務終了後、従業員駐車場にて、自家用車に乗る前に駐車場外周部の側溝に転落した。
2	3月	道路貨物運送業	飛来・落下	トラック	事業場駐車場において、ジャッキで持ち上げた低床セミトレーラ車体下で被災者がグリス作業を行っていたところ、ジャッキが外れ、車体と地面との間に挟まれた。
3	3月	道路貨物運送業	交通事故	トラック	トレーラーで山間部の橋を走行していたところ、路面凍結によりスリップして橋の欄干に衝突、その後キャビンが欄干を超えて約30m下に墜落して炎上した。
4	3月	その他建築工事業	激突され	立木等	自社加工場の裏山の法面（傾斜40度）において、チェーンソーで偏心木（高さ13.4m、胸高直径約20cm）の伐木作業中、はね上がった伐倒木が被災者に激突した。
5	6月	道路建設工事業	激突され	掘削用機械	クレーン機能付きのドラグ・ショベルにて重量1トンのトンバック2つを吊り上げて移動させていたところ、当該ドラグ・ショベルが倒れ、近くにいた作業員（誘導員）が、荷の下敷きとなり死亡した。
6	6月	自動車整備業	爆発	引火性の物	タンクローリーのタンク上部の亀裂を補修するため、タンクの上のぼってアーク溶接をしたところ、タンク内のガソリン蒸気に着火して爆発、爆風で吹き飛ばされた。
7	6月	製材業	はさまれ、巻き込まれ	木材加工用機械	製材工場において、製材機に原材料の丸太を供給するための機械の一部で、通常作業者が立ち入ることが予定されていない箇所に、何らかの理由で、機械を停止しないまま立ち入った被災者が、当該稼働中の機械に頭を挟まれたもの。
8	6月	土木工事業	墜落・転落	足場	足場解体作業中に足場から転落した際、胸部を打ったものと推定。

6. 福島県 10件

番号	発生年月	業種	事故の型	起因物	災害発生概要
1	1月6日	セメント・同製品製造業	墜落・転落	建築物・構築物	ホッパーに保管していたコンクリート製品の材料となる砂が氷結していたため、被災者は、ホッパー内の砂の上でつるはしを用いて破碎作業を行っていた。 他の者が、ホッパー出口のコンベアを稼働させ、砂の排出を開始したところ、被災者が砂に埋もれてしまった。
2	2月6日	一般貨物運送業	交通事故(道路)	トラック	積み荷の運送のため、大型トラックで国道を走行中、カーブを曲がり切れず反対車線にはみ出し、対向の大型トラックと正面衝突した。
3	3月4日	水産食料品製造業	はさまれ・巻き込まれ	トラック	鯉の養殖池の様子を見に行った際、何らかの原因で軽トラックが動き出し、軽トラックのフロント部と養殖池に設置された足場との間に挟まれた。
4	3月15日	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	交通事故(道路)	乗用車	乗用車で現場へ向かう途中、大型トラックと正面衝突し、その後、意識不明のまま治療を行っていたが、5月16日に死亡した。
5	3月23日	その他の事業(その他)	転倒	建築物、構築物	事業場敷地内に駐車後、車を降りて事務所に向かって歩いていたら、前日に降った雪と路面の段差で足を滑らせて後方に転倒した。 病院で手術後、経過観察を行っていたが容態が悪化し、4月5日に死亡した。
6	3月25日	銀行・信託業	交通事故(道路)	トラック	県道をバイクで走行中、交差点内において、被災者から見て右方向から進入してきた2トントラックと衝突した。
7	4月11日	機械器具設置業	はさまれ・巻き込まれ	整地・運搬・積込み用機械	工場建屋内で、工事を行うためヤード内に入り作業個所に向かう際、トラクター・ショベルの後方を通ったところ、後進してきたトラクター・ショベルに轢かれた。
8	4月23日	その他の土木工事業	墜落・転落	トラック	車両から降りて会話中、車が坂道をバックしはじめたので、止めようと乗り込んだが、車両とともに坂道そばの駐車場に転落、その際ドアが開いていたことから、車外に放り出された。
9	5月30日	警備業	はさまれ・巻き込まれ	締固め用機械	道路舗装工事現場において、一般車両等の交通誘導を行っていた警備員が、トラックの荷台から作業場所へ移動するため後退していたコンバインドローラーに轢かれた。
10	6月2日	その他小売業	墜落・転落	トラック	ダンプトラックで土砂を運搬し下すため、荷台を傾けたところ電話線を引っ掛けてしまい、高さ2.8mのダンプトラックのキャブ上に昇り電話線を外す作業をしていたところ地面に墜落した。

7. 茨木県 19件

番号	発生年月	業種	事故の型	起因物	災害発生概要
1	1月	ガラス・同製造業 (50歳代、経験9年)	はさまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械	グラスウール用の集塵機の上で故障箇所を確認中、集塵機内部に携帯電話を落としたため、集塵機の内部に入ったところ、稼働中のスクリーコンベアーも巻き込まれて死亡した。
2	1月	その他の土木工事業 (40歳代、経験23年)	切れ・こすれ	その他の一般動力機械	排水溝工事現場において、エンジンカッターを用いてU字溝の切断中、エンジンカッターがキックバック (はね返り) を起こし、その歯が被災者の左頸部に当たり死亡した。
3	1月	その他の木材・木製品製造業 (80歳代、経験23か月)	墜落・転落	はしご等	木くずを圧縮する圧縮機の近くで、踏み台 (高さ52cm) から圧縮機の架台 (高さ71cm) に乗り移ろうとして足を踏み外し、地面に墜落し死亡した。
4	1月	その他の食料品製造業 (60歳代、経験5年)	激突	フォークリフト	野菜の入ったフレコンバックを運搬するため、フォークリフトの運転席のヘッドガードの支柱棒に額を強打し、その弾みでアスファルト地面に倒れ、後頭部を強打し死亡した。
5	2月	自動車・同付属品製造業 (50歳代、経験35年)	はさまれ・巻き込まれ	プレス機械	プレス機械を使用してトラック部品に使用する金属製品を成形作業中、製品にバリが発生したため、金型付近を点検していたところ、下降してきた金型に頭部と左腕をはさまれて死亡した。
6	2月	採石業 (50歳代、経験35年)	墜落・転落	その他の装置・機械	砕砂製造プラントの原料ホッパーで、採石が詰まったため、つまりを除去しようとして、ホッパー内に入り、スコップで除去作業を行っていたところ転落し、採石が崩れたため、採石の中に埋まり、死亡した。
7	3月	その他の建築工事業 (40歳代、経験4年)	墜落・転落	開口部	解体する建物の屋上に設置されていた鋼製の柵を溶断してロープを結び、高さ約10メートルの当該屋上から地上に下ろす作業を行っていた際に墜落し、死亡した。

8	4月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業（60歳代、経験30年）	飛来、落下	荷姿の物	工場の解体工事現場で、取り外したスレート屋根材を束ねて、2階から1階に下ろす作業をしていたところ、スレート屋根材が落下し、1階で荷の待機をしていた被災者に当たった。
9	4月	機械（精密機械を除く）器具製造業（30歳代、経験9か月）	はさまれ・巻込まれ	プレス機械	プレス機械の金型を取付け作業中、動いてきた台車と集塵機の間にはさまれた。
10	4月	ゴム製品製造業（30歳代、経験3年）	交通事故	フォークリフト	フォークリフトを運転して下り坂の道路を走行中、フォークリフトが横転し、その下敷きになった。
11	4月	一般貨物自動車運送業（60歳代、経験11年）	交通事故	トラック	4tトラックを運転して国道を走行中、道路左側の縁石に乗り上げ、その勢いで対向車線にはみ出したため、対向車線を走行していた10tトラックと正面衝突した。
12	5月	ゴルフ場（50歳代、経験2年）	はさまれ・巻込まれ	その他の一般動力機械	芝刈り機に乗車して管理用道路を移動中、コース脇のクレーク（沢）に転落し、芝刈り機の下敷きとなった。
13	6月	道路建設工事業（50歳代、経験30年）	はさまれ・巻込まれ	混合機・粉碎機	高速道路の路盤材に使用するセメントを製造する仮設プラントにおいて、ミキサー内部に入ってミキサーの清掃作業を行っていたところ、ミキサー回転部に巻込まれて死亡した。

8. 栃木県 5件

番号	発生年月	業種	事故の型	起因物	災害発生概要
1	R4.1	化学工業	交通事故	乗用車	被災者は、大型トラックを誘導後に道路反対側から走行してきた乗用車にはねられ、死亡したものの。
2	R4.2	陸上貨物運送業	交通事故	トラック	被災者は、荷物の配送のため、軽トラックを運転中、センターラインをはみ出し対向車と正面衝突し、死亡したものの。
3	R4.2	道路建設工事業	激突され	トラック	被災者は、資材置場でトラクターショベルを運転してダンプトラックの荷台に砂利を積み込んでいたところ、当該ダンプが逸走したので、慌ててトラクターショベルから降りて身体でダンプを止めようとしたところ、逸走したダンプトラックに激突され、死亡したものの。
4	R4.2	小売業	転倒	通路	被災者は、ガソリンスタンドの店員であるが、店舗敷地内の通路が凍結していたため、歩行中に転倒した際に後頭部を強打し、3週間後に死亡したものの。
5	R4.2	陸上貨物運送業	墜落	トラック	被災者は、トラックの荷台から荷を下ろす際、荷を載せていたパレットにかけていた棒が突然外れた反動で、高さ1.4メートルの荷台から墜落し、頭部を地面に打ち付けて負傷。意識不明の状態が続いていたが、約2か月後に死亡したものの。

9. 群馬県 2件

番号	発生年月	業種	事故の型	起因物	災害発生概要
1	2月	自動車・同付属品製造業 (50歳代)	はさまれ・巻込まれ	その他の動力運搬機	自動車エアコンのコンプレッサーを製造するラインにおいて、当該部品を乗せるためのパレットの下降装置に頸部から上を挟まれた。
2	5月	木材伐出業 (50歳代)	激突され	立木等	胸高直径26cm、樹高9mの栗の木をチェーンソーで伐倒していたところ、偏芯木だったこともあり、予定とは異なった方向に倒れ、下敷きになった。

I. 特筆すべき死亡災害

イ) エンジンカッターのキックバック (茨城県：番号2)

事例：「排水溝工事現場において、エンジンカッターを用いてU字溝の切断中、エンジンカッターがキックバック（はね返り）を起こし、その歯が被災者の左頸部に当たり死亡した。」

- ・福島県内においても、U字溝切断時のキックバックが発生し、被災者は胸を切った。
- ・U字溝の側面を切断していたことが、直接原因として考えられている。
- ・誘因として、本来は下向きで切断すべきであるところ、U字溝が重かったため一

人では向きを変えることができなかつたことと、仲間に「U字溝回すの手伝ってくれ」という一言を言い出せなかつたコミュニケーションエラーがあるものと考えられる。

- ・また、「キックバックするかもしれない！」という思いで切断作業を行うべきであったにもかかわらず、「ただ、なんとなく、チョットだけ」切断作業を行ったのではなかろうかと考えられる。
- ・エンジンカッターに限らず回転機械等はキックバックしやすいことを、KYにおいて取り上げるべきである。作業の都度、作業員さん達に注意を与えるべきではなかろうか。

【キックバックしやすい機械の例】

- ・電動丸ノコ
- ・ベビーサンダー（自由研削といし）
- ・エンジンカッター
- ・刈払い機
- ・チェーンソー 等

ロ) コンバインドローラーに轢かれた誘導員（福島県：番号9）

事例：道路舗装工事現場において、一般車両等の交通誘導を行っていた警備員が、トラックの荷台から作業場所に移動するため後退していたコンバインドローラーに轢かれた。」

- ・発生時における状況がこの記事だけでは不明である。しかし、このような事故が発生する場合に【携帯電話】が絡んでいる場合が多いので、この事故において、「もしかしたらこうだったのではなかろうか？」ということ想定してみる。

【事故状況の想定】

- ①運搬車からコンバインドローラーを下ろしたところで、ローラーオペが会社に「今、現場につきました。」と電話を入れた。
 - ②通話中、コンバインドローラーが動かないものだから、誘導員が近づいてきた。
 - ③通話を終えたローラーオペが、後方を確認することなくローラーを動かした。
 - ④後方にいた誘導員が轢かれた。
- ・携帯電話をかけ終わった後、周りの状況が変化しているにもかかわらず、
 - ①電話する前と同じ状況であるものと思込んでいる。
 - ②電話の内容で頭がいっぱいになって、周りの状況に注意が及ばない。等のことにより、事故を起こしそうになった話を聞くことも多い。
 - ・携帯電話をかけ終わった後、周りの状況が変化していることが多いのに、周囲を確認せずに事故を起こしそうになった「ヒヤリ・ハット」を報告しない例も多いものと思われる。
 - ・KYにおいて、「携帯電話を終えた後、周囲を確認しないで機械を動かし、作業員を轢く（通話中に、後方に止まった車にぶつかる）」等の内容も入れるべきではなかろうか。

ハ) 車両の逸走（秋田県：番号2、山形県：番号3、福島県：番号3・8、栃木県：番号3）

事例：電気通信工事において、約3度の勾配の公道上に停止した高所作業車の後方で、被災者がアウトリガーを格納しようとしたところ、高所作業車が逸走（後退）し、高所作業車後部と民家のブロック塀との間に挟まれた。（秋田県：番号2）

事例：地すべり排水トンネル工事の坑内において、路盤平均勾配が2°～3°の場所に高所作業車を停車して運転手が運転席を離れた際、車両が後方に逸走し、車両後方で路盤清掃作業をしていた被災者が車両に激突され死亡したもの。（山形県：番号3）

事例：鯉の養殖池の様子を見に行つた際、何らかの原因で軽トラックが動き出し、軽トラックのフロント部と養殖池に設置された足場との間に挟まれた。（福島県：番号3）

事例：車両から降りて会話中、車が坂道をバックしはじめたので、止めようと乗り込んだが、車

両とともに坂道そばの駐車場に転落、その際ドアが開いていたことから、車外に放り出された。（福島県：番号8）

事例：被災者は、資材置場でトラクターショベルを運転してダンプトラックの荷台に砂利を積み込んでいたところ、当該ダンプが逸走したので、慌ててトラクターショベルから降りて身体でダンプを止めようとしたところ、逸走したダンプトラックに激突され、死亡したもの。

（栃木県：番号3）

・労働安全衛生規則第151条の11（運転位置から離れる場合の措置）

事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- 一 フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと。
- 二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

（根 二〇（1））

- 2 前項の運転者は、車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。（根 二六）

【解釈例規】 「停止の状態を保持するための制動装置を確実に操作する等（現行＝ブレーキを確実に欠ける等）」の「等」には、歯止めをすること等が含まれること。（昭43.1.13安発第二号）

第一項第二号の「ブレーキを確実にかける等」の「等」には、くさび又はストッパーで止めることが含まれること。

（昭53.2.10 基発第七八号）

・労働安全衛生規則第194条の13（運転位置から離れる場合の措置）

事業者は、高所作業車の運転者が走行のための運転位置から離れるとき（作業床に労働者が乗って作業を行い、又は作業を行おうとしている場合を除く。）は、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- 一 作業床を最低降下位置に置くこと。
- 二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の高所作業車の逸走を防止する措置を講ずること。（根 二〇（1））

- 2 前項の運転者は、高所作業車の走行のための運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。（根 二六）

- 3 事業者は、高所作業車の作業床に労働者が乗って作業を行い、又は行おうとしている場合であって、運転者が走行のための運転位置から離れるときは、当該高所作業車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかけるなどの措置を講じさせなければならない。（根 二〇（1））

- 4 前項の運転者は、高所作業車の走行のための運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。（根 二六）

【解釈例規】 1 「作業床を最低降下位置に置く」とは、ブーム式にあっては通常の走行姿勢時のブームを格納した状態にすることをいうものであること。

2 「ブレーキを確実に欠ける等」の「等」には、タイヤに輪止めを行うことが含まれること。

（平2.9.26 基発第五八三号）

・この頃の死亡災害において、車両の逸走に起因するものが多くなってきた。特にこの6か月の間に、高所作業車の逸走による死亡災害が2件発生していることに注目すべきである。

・KYにて、「輪止め、歯止めの指さし呼称による確認おこなう」こと等を記述するようにはいかがだろうか。

二) 通常では考えられない場所からの墜落・転落 その1

(青森県：番号7、茨城県：番号3)

事例：屋根上の錆を研磨するため、高所作業車を使用して屋根に上がろうとしていたところ、地上から約2mの高さにあるバケットに乗り込むために車両に備え付けられている階段を使用して移動していた際に墜落した。(青森県：番号7)

事例：木くずを圧縮する圧縮機の近くで、踏み台(高さ52cm)から圧縮機の架台(高さ71cm)に乗り移ろうとして足を踏み外し、地面に墜落し死亡した。(茨城県：番号3)

- ・青森県の事例で、被災者の年齢は不明であるが、茨城県にける被災者は80歳代であった。
- ・両者に共通していると思われるものとして、「三点支持を行いながらの移動をしていなかった可能性」である。
- ・高齢労働者の割合が増えている昨今、特に、高齢労働者の移動時に、三点支持をして移動できるような設備(手すり等)があるのかどうかの点検が必要であろうと思われる。高齢者は、一般にバランス感覚が衰退している場合が多い。ただし、「自分は、何も変わっていない！」という自覚がある場合がまた多いのも事実である。
- ・また、KYにて、「三点支持をしながらの移動」を記述しているであろうか。

ホ) 通常では考えられない場所からの墜落・転落 その2

(茨城県：番号4、栃木県：番号5)

事例：野菜の入ったフレコンバックを運搬するため、フォークリフトの運転席のヘッドガードの支柱枠に額を強打し、その弾みでアスファルト地面に倒れ、後頭部を強打し死亡した。(茨城県：番号4)

事例：被災者は、トラックの荷台から荷を下ろす際、荷を載せていたパレットにかけていた棒が突然外れた反動で、高さ1.4メートルの荷台から墜落し、頭部を地面に打ち付けて負傷。意識不明の状態が続いていたが、約2か月後に死亡したもの。(栃木県：番号5)

- ・フォークリフトの運転者はヘルメットをしっかりと被っていたのであろうか？工場において、フォークリフト運転時に「布製の帽子」を被っている事例を目にすることも多い。
- ・被災者は、「パレットのにかけていた棒がしっかりと固定されている(3点支持にも耐える程度の状況である)と、思い込んでいた。」のではあるまいか？KYにて、「3点支持をする前に、その支持物が動かないかを自分で触って確認する」等という記述をすることも考えるべきであるもの。と、思われる。

へ) シートベルトをしていれば！と考えさせられた事例(茨城県：番号10)

事例：フォークリフトを運転して下り坂の道路を走行中、フォークリフトが横転し、その下敷きになった。(茨城県：番号10)

- ・この事例の他、過去に「バックホーが横転し、その下敷きとなった」「橋の欄干に衝突し沢に落ち、運転者は軽傷で済んだが、助手席に乗車していた被災者は投げ出され死亡した」事例等が多数存在する。
- ・可能な限り、「シートベルトを使用していることを、作業員さん同士で相互確認注意する」こと等を、習慣づけることが必要なのではないだろうか。

ト) ジャッキが外れた事例(宮城県：番号2)

事例：事業場駐車場において、ジャッキで持ち上げた低床セミトレーラ車体下で被災者がグリス作業を行っていたところ、ジャッキが外れ、車体と地面との間に挟まれた。(宮城県：番号2)

- ・「ジャッキが外れるかもしれない！」ということを経験して洗い出し、そのための対策として、「安全ブロックの使用」を作業手順に加えるべきである。
- ・「・・・かもしれない！」ということを経験することが、危険感受性を高め

ることにつながっていく。リスクアセスメントにおいて、【過去の事例にとらわれず、想定されうる最大のリスクを見積もる】べきである。

チ) 転倒に起因する事例 (福島県：番号5、栃木県：番号4)

事例：事業場敷地内に駐車後、車を降りて事務所に向かって歩いていたところ、前日に降った雪と路面の段差で足を滑らせて後方に転倒した。病院で手術後、経過観察を行っていたが容態が悪化し、4月5日に死亡した。(福島県：番号5)

事例：被災者は、ガソリンスタンドの店員であるが、店舗敷地内の通路が凍結していたため、歩行中に転倒した際に後頭部を強打し、3週間後に死亡したもの。(栃木県：番号4)

- ・転倒を甘く見ている作業員さん達が、非常に多い。統計上の事実がどうなっているかを、作業員さん達に教育することが必要である。
- ・参考事例として、去年の栃木県の死亡災害事例を、下記に示す。

【参考事例：令和3年、栃木県】

被災者は、厨房内で食器洗浄作業を行っていた際に、床にうずくまっていたところを同僚に発見された。歩行中に転倒し、床面に頭を強く打ったものと推測される。被災者は、帰宅後、体調に異変を生じたため、救急搬送されたが、翌朝、病院にて死亡したものの。

厚生労働省のリーフレットによれば、30cmの高さから人形を倒した実験において

- ・ノーヘルの場合、頭部に加わる衝撃は1.8t
- ・ヘルメットを被った場合、頭部に加わる衝撃は150kg
(この場合、飛来落下物用も墜落時保護用でも同じ値であった。)
- (1mの場合：飛来落下物用=1.6t、墜落時保護用=750kgと、ある。)

たとえ厨房であろうが、転倒し、調理台の角などに頭をぶつければ死亡災害となることもありうる。頭部打撲の場合、CT撮影さえしておけば、硬膜外血腫・頭がい骨骨折等がないかを確認できるのであり、労災として病院での診断を受けるべきである。

安全帯(胴ベルト型)を使用していたが、安全帯が緩かったため腹部を圧迫してしまった事例で、当人は「大丈夫だ!」と言って帰ろうとしたが、現場代理人によりCT撮影を行わされ、脾臓破裂が判明し、緊急手術により一命を取り止めた事例もある。

- ・他に、誘導員が敷き鉄板上の小石に足を取られ後ろ向きに転倒し、ヘルメットが外れ、頭を切り、病院で傷を縫った後、念のためにCTを撮り、【硬膜外血腫】が判明し、緊急手術により一命をとりとめた事例もある。

リ) ヒューマンエラー

- ・ほぼすべての死亡災害にヒューマンエラーが見られることが特徴的である。ヒューマンエラーに関する上記問題点を「作業手順・作業計画」からみると、
- ・現地の状況と標準作業手順が違う
- ・標準作業手順では作業不可能な事態があっても仲間と話し合っ変更作業手順書を作らない←メンドクサイ(「押れ合いによりやるべきことをしない」ヒューマンエラー)
- ・変更してやってしまう(非定常作業)を他の作業者に周知していない(勝手にやる)
- ・全体をチェックする人がいない



労災事故の発生

ここで、参考までに私が以前作成した「コミュニケーションエラー(情報伝達)防止対策について」から、「ヒューマンエラー問題としてのコミュニケーションエラーを考える」からの抜粋を下記に引用する。